

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、 **A** なければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) **B** 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が **C** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

| A | B | C |
|--------------------------------|---------------|---------|
| 1 当該無線局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者で | 小規模な | 1ワット |
| 2 当該無線局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者で | 発射する電波が著しく微弱な | 0.01ワット |
| 3 総務大臣の免許を受け | 発射する電波が著しく微弱な | 1ワット |
| 4 総務大臣の免許を受け | 小規模な | 0.01ワット |

A-2 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する記述として、電波法（第9条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来す工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

A-3 次の記述は、無線局の再免許の申請について述べたものである。無線局免許手続規則（第16条の2及び第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 再免許の申請がアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に関するものであるときは、再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 免許の番号
 - (2) 識別信号
 - (3) **A**
 - (4) 希望する免許の有効期間
 - (5) 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容
- ② 再免許の申請は、アマチュア局にあつては免許の有効期間満了前 **B** において行わなければならない。

| A | B |
|---------------------|-----------------|
| 1 無線設備の設置場所 | 1箇月以上1年を超えない期間 |
| 2 無線設備の設置場所 | 3箇月以上6箇月を超えない期間 |
| 3 免許の年月日及び有効期間満了の期日 | 3箇月以上6箇月を超えない期間 |
| 4 免許の年月日及び有効期間満了の期日 | 1箇月以上1年を超えない期間 |

A-4 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- 2 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A-5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が A を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として、受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

| A | B | C |
|----------------------|----------|-----|
| 1 他の無線設備の機能に支障 | 4 ナノワット | 了解度 |
| 2 他の無線設備の機能に支障 | 20 ミリワット | 安定度 |
| 3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害 | 4 ナノワット | 安定度 |
| 4 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害 | 20 ミリワット | 了解度 |

A-6 次の記述は、「^{せん}尖頭電力」及び「平均電力」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「^{せん}尖頭電力」とは、通常の動作状態において、 A の電力をいう。
- ② 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる B の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

| A | B |
|---|-------|
| 1 総務大臣が別に定める方法により測定した送信機の高周波出力の最大 | 最高周波数 |
| 2 総務大臣が別に定める方法により測定した送信機の高周波出力の最大 | 最低周波数 |
| 3 変調包絡線の最高 ^{せん} 尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均 | 最低周波数 |
| 4 変調包絡線の最高 ^{せん} 尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均 | 最高周波数 |

A-7 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、 C 周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

| A | B | C |
|-------------|------|---------------|
| 1 整合器及び避雷器 | 避雷器 | 26.175MHzを超える |
| 2 整合器及び避雷器 | 接地装置 | 26.175MHz以下の |
| 3 避雷器又は接地装置 | 避雷器 | 26.175MHz以下の |
| 4 避雷器又は接地装置 | 接地装置 | 26.175MHzを超える |

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則（第22条）に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線の利得
- 2 水平面の主輻射の角度の幅
- 3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 4 給電線よりの輻射

A-9 アマチュア無線局の運用に関する記述として、電波法（第53条及び第54条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合には、呼出符号は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合には、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-10 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる B（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第3項の通信であるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- | A | B |
|-----------------------|------|
| 1 総務省令で定める周波数の電波を使用して | 暗号通信 |
| 2 総務省令で定める周波数の電波を使用して | 無線通信 |
| 3 特定の相手方に対して | 暗号通信 |
| 4 特定の相手方に対して | 無線通信 |

A-11 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は A 無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 B に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

- | A | B |
|---|---------------------|
| 1 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 2 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| 3 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 4 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |

A-12 欧文によるモールス無線通信において使用する「受信しました。」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . ---
- 2 - . . -
- 3 - . -
- 4 . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-13 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 3回
- ② DE 1回
- ③ 自局の呼出符号

| | A | B |
|---|-------|----|
| 1 | V V V | 3回 |
| 2 | V V V | 1回 |
| 3 | E X | 3回 |
| 4 | E X | 1回 |

A-14 「他の周波数（又は・・・kHz（若しくはMHz））に変更して伝送してください。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- · - · · · ---
- 2 -- · - · · · - · - -
- 3 -- · - · - · · · -
- 4 -- · - · - · · · ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

| 字句 | モールス符号 |
|------------|-----------------------------|
| 1 AMERICA | · - -- · · - · · - · - - |
| 2 MEXICO | -- · - · - · - - |
| 3 DOMINICA | - · · - - - · · - · - · - · |
| 4 ECADOR | · - · - · - · - - - · - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 38PJZVRK を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 · · · - - - - · · · · - · - - · - - · - - · · · - · - · · - · - ·
- 2 - - - · · · - - - · - - - · - - - - - - · - · - · - · · - - - ·
- 3 · · · - - - - · · · · - · - - - - - · · · - · - · - · - ·
- 4 - - - · · · - - - - · - - - · - · - - · - - · - - · - - - ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が講じる措置に関する記述として、電波法（第71条の5）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、当該無線設備を検査させることができる。
- 3 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、無線局の運用の停止を命じなければならない。
- 4 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更しなければならない。

A-18 次の記述は、無線局の免許人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 B その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

| A | B |
|--|------------|
| 1 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信 | 混信の除去 |
| 2 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信 | 無線通信の秩序の維持 |
| 3 非常通信 | 無線通信の秩序の維持 |
| 4 非常通信 | 混信の除去 |

A-19 アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第76条第1項）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。

A-20 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から B を経過しない者
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

| A | B |
|----------|----|
| 1 懲役又は禁錮 | 1年 |
| 2 懲役又は禁錮 | 2年 |
| 3 罰金以上の刑 | 1年 |
| 4 罰金以上の刑 | 2年 |

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の A の運用を B し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し若しくは B する混信をいう。

| A | B | C |
|--------|----|--------|
| 1 安全業務 | 妨害 | 反覆的に中断 |
| 2 安全業務 | 制限 | 中断 |
| 3 特別業務 | 制限 | 反覆的に中断 |
| 4 特別業務 | 妨害 | 中断 |

A-22 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 2 送信局は、主管庁が定める周波数の許容偏差に従うよう努力するものとする。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けないようなものを採用するものとする。

A-23 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、 A 、過剰な信号の伝送、 B 、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

| A | B | C |
|----------|------------------|-------------|
| 1 長時間の伝送 | 暗語又は略語による伝送 | 指向性のアンテナの利点 |
| 2 長時間の伝送 | 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送 | 送受信設備の電気的特性 |
| 3 不要な伝送 | 暗語又は略語による伝送 | 送受信設備の電気的特性 |
| 4 不要な伝送 | 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送 | 指向性のアンテナの利点 |

A-24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 B に従い、 C を守ることを要する。

| A | B | C |
|--------------|-----------------------------|---------|
| 1 管理し、又は保守する | 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 | 電気通信の秘密 |
| 2 管理し、又は保守する | その属する国の法令 | 無線通信の規律 |
| 3 設置し、又は運用する | 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 | 電気通信の秘密 |
| 4 設置し、又は運用する | その属する国の法令 | 無線通信の規律 |

B-1 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者として、電波法（第5条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- イ 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- ウ 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- エ 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- オ 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

B-2 次の表の**ア**から**オ**までの各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

| 区分 | 電波の型式の記号 | 電波の型式 | | |
|----|----------|-----------------------------|---|--------------------|
| | | 主搬送波の変調の型式 | 主搬送波を変調する信号の性質 | 伝送情報の型式 |
| ア | A2A | 振幅変調であって両側波帯 | デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの | 電信であって聴覚受信を目的とするもの |
| イ | C3F | 振幅変調であって残留側波帯 | アナログ信号である単一チャンネルのもの | ファクシミリ |
| ウ | D7D | 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの | デジタル信号である2以上のチャンネルのもの | データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 |
| エ | G1B | 角度変調であって位置変調 | デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの | 電信であって自動受信を目的とするもの |
| オ | R3E | 振幅変調であって独立側波帯 | アナログ信号である単一チャンネルのもの | 電話（音響の放送を含む。） |

B-3 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- イ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- ウ 無線通信は、受信者が筆記できる程度の送信速度で行わなければならない。
- エ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- オ 無線通信は、できる限り正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

| 字句 | モールス符号 |
|----------|---------------------------------------|
| ア OSCAR | --- . . . - . - . . - . . . |
| イ QUEBEC | - . - - - - - . . - . - |
| ウ ROMEO | . - . - - - - - . - - - - |
| エ SIERRA | - . - . . . - . - . . - . . |
| オ TANGO | - - . . - . - - - - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- ウ アマチュア局は、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。
- エ アマチュア局は、特別とりきめにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- オ 多数の局が同時に通信するときは、各自の識別信号又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならないとの要件は適用しない。

B-6 電波の発射の停止の命令に関する記述として、電波法（第72条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

イ 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

ウ 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

エ 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

オ 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。